

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのためには、経営環境の変化を適時に捉え、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な経営課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を重視した経営を行っております。

更に、当社は、監査等委員会設置会社制度を採用し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HS株式会社	2,000,000	43.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	289,300	6.36
株式会社SBI証券	190,700	4.19
大貫 浩	145,800	3.20
服部 典生	105,600	2.32
楽天証券株式会社	100,900	2.22
野村信託銀行株式会社(投信口)	86,900	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	85,626	1.88
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー・MUFJ証券株式会社)	85,300	1.87
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	66,800	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川 智也				コンサルティング会社における経営経験、またその他複数の事業会社における取締役や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
岡田 善男				金融機関での豊富な業務経験を有しており、内部監査及び監査業務にも精通しております。これらの経験や実績を活かすことにより執行部門に対する監査機能強化を期待して選任しております。また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
青木 理恵				公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また他社での社外監査役も経験しており、執行部門に対する監査機能強化を期待して選任しております。また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
官澤 康平				弁護士として法務・法令遵守に関する豊富な知見を有しており、法的な観点からの助言をしていただくことを期待して選任しております。また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、取締役会や社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。内部監査部と監査等委員会は相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携をおこなっております。
会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)との関係については、正確な経営情報を提供し、公正な監査ができる環境を整備しております。具体的には、監査等委員会と会計監査人との間で、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点や今後の経営課題に関して、意見交換が行われております。また期末に開催される監査報告会において、監査等委員及び内部監査部が同席することで情報の共有を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は社外取締役を委員長とし、3名の委員によって構成する任意の報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

その他

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の限度額をそれぞれ決定しております。
 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

経理財務部より、取締役会の開催に際して、事前に議題及び関連資料を社外役員含む全取締役に送付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常業務の活動方針を審議する経営会議を設置しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員を含む)7名(うち社外取締役4名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の計3名で構成されており、監査等委員3名全員が社外取締役であります。毎月開催される監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。各監査等委員は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査等委員は、監査等委員会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査等委員会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(3) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(4) 経営会議

当社の経営会議は、常勤の取締役3名により構成されております。原則として毎週1回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、経営全般にかかわる事項の討議を行い、機動的な意思決定と迅速な情報共有を可能にしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、これまで当社の事業規模やスピードを勘案し、監査役制度の下、社外取締役及び社外監査役による経営への監督機能を確保しつつ、業務執行の効率化を図ることが、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に繋がるものと判断してきておりましたが、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層の

コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年5月30日の定時株主総会の決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行致しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知作成の早期化等の社内体制の整備を行うなど株主総会招集通知の早期発送を心がけています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んで参ります。事務日程、会場の予約状況を勘案の上、開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後の課題として検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、邦文のみでの提供となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページに公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページに、決算情報、適時開示情報、などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

a 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定めています。
- ・当社のコンプライアンス体制を以下のとおりとしています。

会社の内部管理体制の有効性の確保を図るため、コンプライアンス担当責任者を設置し、人事総務部ゼネラルマネージャーがこれにあたっています。

コンプライアンス担当責任者の役割は以下のとおりです。

- ・コンプライアンスに係る取組みを推進します。
- ・コンプライアンスに関する研修等を実施します。
- ・監査等委員と連携して役職員がコンプライアンスを遵守しているか調査を実施し、問題がある場合には改善を指示します。
- ・コンプライアンス違反の事例が発生した場合は、事実関係を調査の上、コンプライアンス違反の事実が認められれば、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応し、再発防止策を検討します。
- ・取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談・通報を適正に処理できる体制として、相談外部窓口を設置しています。

b 取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告します。報告された内容については取締役会議事録に記載し、法令に基づき保存しています。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書保管管理規程を定めています。
- ・文書の取扱いに関しては、文書保管管理規程において保存期間に応じて区分を定めています。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ責任者を定め、まず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備しています。
- ・当該損失危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行います。

d 取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要がある場合には適宜臨時取締役会を開催することとしています。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行います。

e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行います。
- ・内部監査担当者は、監査等委員・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証します。

f 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
- ・上記cの損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ・子会社における職務執行に関する権限及び責任については、関係会社管理規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
- ・コンプライアンス規程は当社グループに適用し、当社グループの法令遵守に関する体制は人事総務部が統括します。
- ・当社の内部監査部は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役(監査等委員)に報告するとともに、監査等委員及び会計監査人とも共有します。

g 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性に関する事項

- ・当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下「監査等委員会補助者」という。)を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかにおこなうものとします。
- ・監査等委員会補助者の選任及び移動については、あらかじめ監査等委員会の承認を得なければならないものとします。
- ・監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助責任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものと、監査等委員会補助者は監査等委員会の指示に従うものとします。

h 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項
取締役(監査等委員である取締役を除く)は、以下の重要事項を定期的に監査等委員会に報告するものとします。

- ・重要な機関決定事項
- ・経営状況のうち重要な事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査状況及び損失の危機に関する重要事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・その他重要事項

i 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査等委員会に報告します。
- ・報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査等委員会に依頼することができます。

j 上記h、iの報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
・取締役及び使用人は、公益通報者保護法に基づき、当該報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止します。

k その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・「監査等委員会規程」に則り、監査等委員の職務分担、代表取締役との定期的な会合、内部監査部及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。

l 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る)について生ずる費用等の処理に関わる方針
・監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続き等の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行います。

m 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
・反社会的勢力排除に関する規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないことを定めております。
なお、当該規程は役員、正社員、派遣社員、パート等会社内での職制、身分、性別を問わず、当社の業務に従事する全ての者に適用致します。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役社長以下組織全体として対応するとともに、年に1回の反社会的勢力排除の研修を開催し、従業員より誓約書を取り付けています。顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を図り、毅然とした対応を行って参ります。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力による民事介入暴力への対応部署を業務部とし、対応者を複数名置き、責任者は業務部ゼネラルマネージャーが務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、直ちに業務部ゼネラルマネージャーに報告し、金銭その他の経済的利益を提供することがないよう対応すること、対応後は速やかに警察へ届け出ること、組織として対応し対応者を孤立させない事を「反社会的勢力排除対応マニュアル」により定めております。業務部では、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。また、取引先との契約締結時には、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

c 反社会的勢力チェックの方法
各部署において、新規に取引等を始める際には、取引担当者は業務部の担当者に反社会的勢力チェックを依頼します。業務部の担当者は、業務部ゼネラルマネージャー・業務部取引管理チームマネージャーの指示の下、日経テレコン21による新聞等記事検索及びインターネット検索により情報収集を行っております。業務部ゼネラルマネージャー・業務部取引管理チームマネージャーは、日経テレコン等の外部調査機関の調査結果及び業務部の担当者の情報収集結果に基づき、反社会的勢力の該当の有無を判別致します。
既存の取引先については仕入先、外注先、販売先のそれぞれで、株主については期末の株主名簿を基に全株主に対して定期調査として毎年反社会的勢力チェックを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

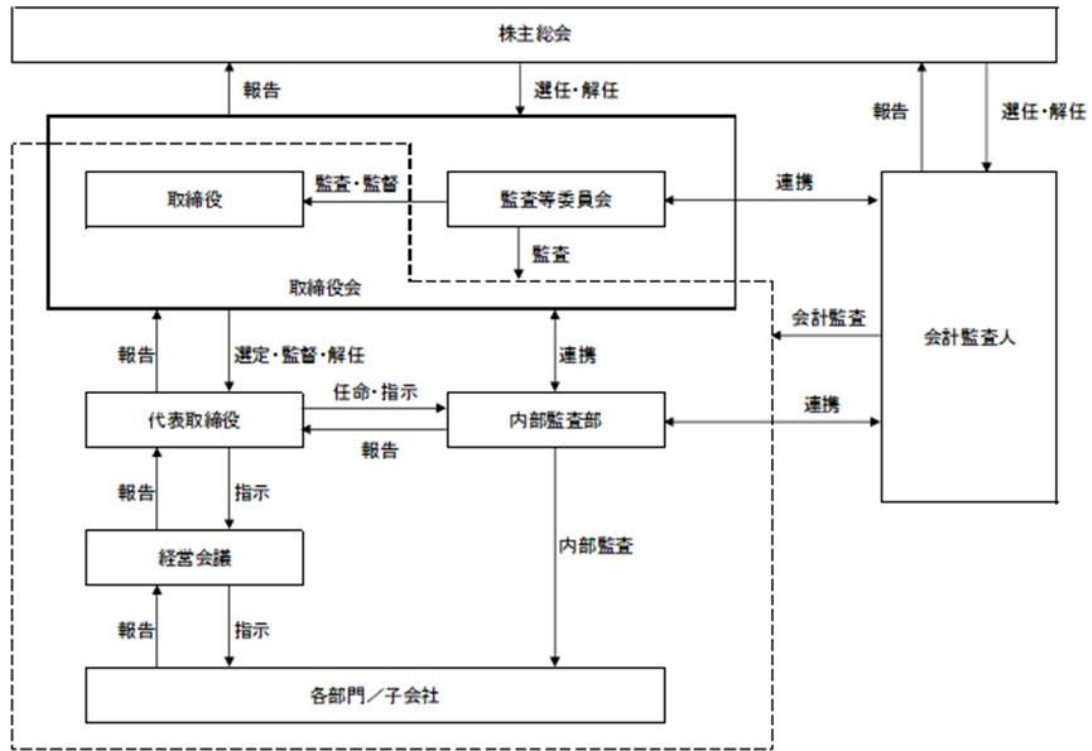
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

格別の買収防衛策を導入しておりませんが、当社の株主の共同の利益又は企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策の導入を検討し、導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表致します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

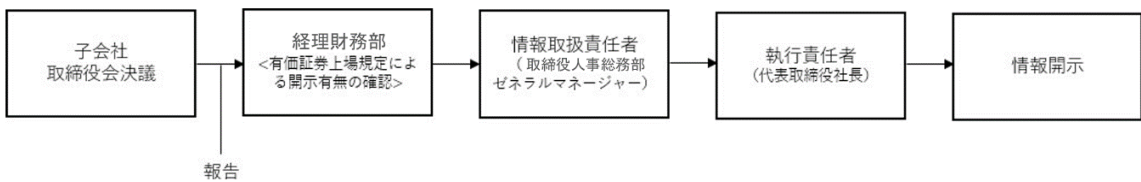


【適時開示体制の概要（模式図）】

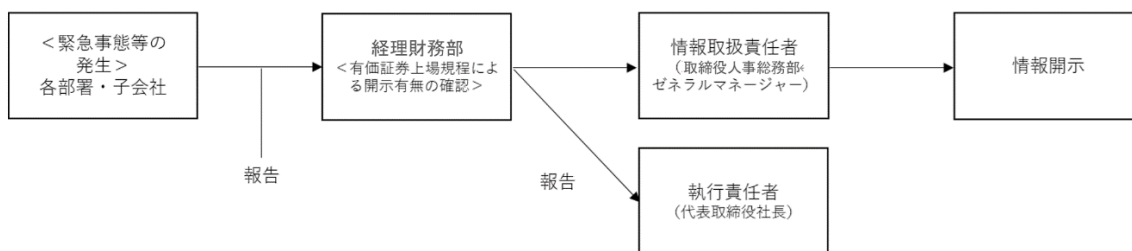
<当社に係る決算・決定事実に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



以上